

個別ポリシーIII

経済制裁・反マネーロンダリング



制定：2019年11月1日

1 はじめに

川崎汽船グループのビジネスに対して適用される経済制裁規制並びに反マネー・ローンダリング^{*1}及びテロ資金供与対策に関するルール(以下「経済制裁規制等」といいます。)を遵守することは、川崎汽船グループ全体の指針です。川崎汽船グループの役職員は、経済制裁規制等を遵守しなければなりません。また、他の従業員を管理すべき立場にある役員や管理職社員等には、自分の監督下にある従業員に、経済制裁規制等に関する個別ポリシー(以下「本個別ポリシー」といいます。)及び関連するルールや手続を理解させ、遵守させる義務があります。川崎汽船グループの役職員は、過去・現在・将来の川崎汽船グループの行為について、経済制裁規制等の適用に関する疑義がある場合には、経済制裁規制等に関するコンプライアンスを担当する部署に相談しなければなりません。

2 経済制裁規制に違反する取引の禁止

川崎汽船グループは、経済制裁措置が国際平和のための国際的な取り組みの一つとして行われていることを理解し、経済制裁規制等に違反する取引には関与しません。

3 マネー・ローンダリング、テロリスト等への資金供与の禁止

川崎汽船グループは、マネー・ローンダリング、テロリスト等への資金供与を行いません。そのような行為に巻き込まれることを防ぐため、川崎汽船グループの役職員は、関係者の素性或金銭の流れ、取引目的等が明確でない金銭等の授受を行ってはなりません。

また、川崎汽船グループの役職員は、第三者との間で金銭等の授受を行う場合には、適正な社内手続を遵守し、金銭の出納を会計帳簿及び記録に真正かつ正確に記録し、適用される現地法や文書管理規程に基づいて適切に保管しなければなりません。

4 許可等を必要とする取引等

取引・支払等に当たり、関係当局からの許可・承認や届出等が必要な場合があります。川崎汽船グループは、必要な場合には自ら許可等を取得すると共に、必要に応じて荷主その他の取引の相手方に対し、取引を行うために必要な許可等が取得されていることを確認します。

5 取引先・取引内容の確認(Know Your Counterparty)

川崎汽船グループの役職員は、取引に当たり、荷主その他の取引の相手方が経済制裁措置の対象でないこと、及びその他の違法行為に関与していないことを確認しなければなりません。そのために、川崎汽船グループの役職員は、取引を開始する前に、米国財務省外国資産管理室(OFAC)が作成する制裁対象者リスト(SDN リスト)や制裁対象部門リスト(SSIL リスト)をはじめとする経済制裁対象リストを参照するなどして、取引の相手方、取引の場所、取引の関係者その他取引の内容を確認しなければなりません。

また、川崎汽船グループの役職員は、取引開始後も、経済制裁措置の対象や規制の内容について常に最新の情報を取得するよう心がけ、取引の相手方が経済制裁措置の対象でないか、経済制裁規制等の違反行為やその他の違法行為に関与していないかを随時確認するよう努めなければなりません。

6 デューディリジェンス

川崎汽船グループは、企業買収等^{*2}の対象や共同事業のパートナー及び川崎汽船グループのために活動する第三者(以下「対象会社」といいます。)について、経済制裁規制等の違反リスクの度合いに応じた適切なデューディリジェンスを行う必要があります。また、川崎汽船グループは、対象会社と締結する契約に、経済制裁規制等を遵守するために必要な条項や川崎汽船グループによる監査権限を含めることを検討しなければなりません。

デューディリジェンス実施の詳細については、経済制裁規制等に関するコンプライアンスを担当する部署に相談してください。

7 他の法令等との抵触

経済制裁規制等を遵守することが、他の法令等による義務の違反となる可能性があるような場合には、経済制裁規制等に関するコンプライアンスを担当する部署に相談してください。

8 注記

*1 「マネー・ローンダリング」とは、犯罪行為等、非合法的な手段によって得られた金銭等を、無関係な第三者の間で送金等を繰り返すことなどにより、合法的な手段によって得られたものであるかのように見せかける行為を指します。

*2 「企業買収等」とは、川崎汽船グループが企業等を買収したり、他の企業等の事業を承継したり、あるいは他の企業等の株式を取得したりする場合を指します。

制定：2019年11月1日

(本個別ポリシーに対する問い合わせ先)

川崎汽船株式会社 企業法務リスク・コンプライアンス統括グループ

お問い合わせフォーム：<https://www.kline.co.jp/ja/contact/other.html>